

多賀城市建设工事制限付き一般競争入札実施要綱
(平成13年3月30日 告示第24号)

改正 平成15年 3月28日 告示第18号
平成16年 2月27日 告示第18-2号
平成19年 3月27日 告示第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5及び第167条の5の2の規定により実施する建設工事に係る制限付き一般競争入札(以下「制限付き一般競争入札」という。)について、多賀城市契約規則(平成8年多賀城市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 制限付き一般競争入札の実施対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、設計金額が1,000万円以上の工事のうち、多賀城市工事請負業者選定委員会規程(昭和56年多賀城市訓令第8号)に規定する多賀城市工事請負業者選定委員会(以下「委員会」という。)が、同規程第4条第3号の規定により審議し、かつ、同規程第3条第3項の規定による議決又は同条第4項の規定による議決に代わる合議をした工事とする。

(入札参加資格)

第3条 制限付き一般競争入札に参加する者(共同企業体にあつては、そのすべての構成員)に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- (1) 対象工事に対応する工事種類について、規則第4条の一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する許可を受けていること。
- (3) 宮城県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (4) 多賀城市の有資格業者に対する指名停止基準(平成8年6月30日市長決裁)に定める指名停止及び指名回避の期間中でないこと。
- (5) 法第27条の23の規定による経営事項審査の総合評定値について、市長が対象工事ごとに定める基準値を満たしていること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 個人にあつては、成年被後見人、被保佐人、被補助人、準禁治産

者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める技術的条件その他の条件を満たしていること。

(入札の公告)

第4条 制限付き一般競争入札に係る令第167条の6及び規則第5条の規定による公告(以下「入札公告」という。)には、次に掲げる事項を付記しなければならない。

(1) 制限付き一般競争入札参加申請の受付期間

(2) 仕様書及び設計図(以下「設計図書等」という。)の閲覧の期間及び場所

(3) 設計図書等の複写の方法

(4) 対象工事に対する質問の方法及び受付期間

(5) 前号の質問に対する回答の方法及び期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、制限付き一般競争入札に関し必要な事項

2 市長は、入札公告を行った場合は、当該入札公告の内容について、広く周知するよう努めなければならない。

(設計図書の閲覧)

第5条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札公告に付記した設計図書等の閲覧の期間中、市長が別に指定する方法により設計図書等の複写をすることができる。この場合において、複写に要する費用は、入札参加者の負担とする。

2 入札参加者は、設計図書等に対して質問がある場合は、質問書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

3 前項の規定により提出された質問書に対する回答は、技術的な内容のものについては施工担当部長(対象工事を所掌する部の部長をいう。以下同じ。)が、その他のものについては総務部長が作成するものとする。

(入札参加資格申請)

第6条 入札参加者は、入札公告に付記した制限付き一般競争入札参加申請の受付期間内に、制限付き一般競争入札参加申請書(様式第2号)及び入札公告に付記した必要書類(以下「制限付き一般競争入札参加申請書等」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により制限付き一般競争入札参加申請書等の提出を受けたときは、受付番号を付し、制限付き一般競争入札参加申請書の写しを申請者に交付するものとする。

(入札参加資格の審査)

第7条 総務部長は、前条第1項の規定により提出を受けた制限付き一般競争入札参加申請書等に基づき、入札参加資格についての審査を行うとともに、その写しを施工担当部長に送付するものとする。

2 施工担当部長は、前項の規定による送付を受けたときは、入札参加資格のうち技術的条件その他技術的な部分についての審査を行い、その結果を総務部長に報告しなければならない。

3 総務部長は、前2項の規定による審査結果を速やかに委員会に報告し、委員会に対し入札参加資格の有無についての審議を求めるものとする。

(入札参加資格確認結果の通知)

第8条 市長は、委員会から前条第3項の審議の結果について報告があったときは、入札参加者に対して入札参加資格確認通知書(様式第3号)により、制限付き一般競争入札参加申請の受付期間の末日の翌日から14日以内に入札参加資格の有無を通知するものとする。この場合において、入札参加資格を有しないとされた入札参加者については、その理由を付するものとする。

2 前項の規定により入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、市長に対し書面により入札参加資格を有しないとされた理由の説明を求めることができる。

3 前項の規定により説明を求められたときは、市長は、理由の説明を求めた者に対し前項の規定による書面の提出を受けた日から7日以内に回答するものとする。

4 前項の規定による回答を行う場合は、委員会の意見を聴くものとする。

(入札参加資格の喪失)

第9条 前条第1項の規定により入札参加資格を有する旨の通知を受けた者は、当該入札の日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その入札参加資格を喪失するものとする。

(1) 第3条各号に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなったとき。

(2) 制限付き一般競争入札参加申請書等に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(入札参加資格喪失の通知)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により入札参加資格を有する旨の通知を受けた者が入札参加資格を喪失したときは、制限付き一般競争入札参加資格喪失通知書(様式第4号)にその理由を付して、その者に速やかに通知するものとする。

(入札の中止)

第 11 条 制限付き一般競争入札参加申請書等の提出をした入札参加者のうちに入札参加資格を有する者が 1 人しかないとき、又は 1 人になったときは、委員会の意見を聴き、制限付き一般競争入札を中止することができる。

2 市長は、前項の規定により制限付き一般競争入札を中止したときは、制限付き一般競争入札中止通知書（様式第 5 号）にその理由を付して、当該制限付き一般競争入札について同項の提出をした入札参加者に速やかに通知するものとする。

（入札の執行等）

第 12 条 制限付き一般競争入札の実施に係る令 167 条の 8 第 3 項の規定による再度の入札（以下「再度入札」という。）は、2 回に限りこれを行うことができる。

2 再度入札には、最初の入札に参加しなかった者、最初の入札で規則第 10 条各号に掲げる無効な入札を行った者及びあらかじめ最低制限価格を設けた入札において最初の入札で当該最低制限価格より低い価格をもって申込みをした者を参加させることはできない。

3 2 回目の再度入札に付し、なお落札者がいないときは、随意契約の方法により契約を締結することができる。ただし、あらかじめ最低制限価格を設けた入札において再度入札で当該最低制限価格より低い価格をもって申込みをした者を随意契約の相手方とすることはできない。

（委任）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、制限付き一般競争入札の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則 略

附 則 略

附 則 略

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の多賀城市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う制限付き一般競争入札について適用する。

（様式 略）